

# 郡山市職員の私有車の公務使用に関する要綱

昭和62年11月9日制定

令和8年4月1日一部改正

[総務部人事課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が私有車を公務の遂行のために使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私有車 職員が所有又は占有し、かつ、通勤のために使用している道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 公用車 市が所有する法第2条第1項第9号及び第10号に規定する自動車並びに原動機付自転車をいう。
- (3) 旅行命令 郡山市職員等の旅費に関する条例（令和7年郡山市条例第41号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する旅行命令をいう。
- (4) 旅行命令権者 条例第2条第4号に規定する旅行命令権者をいう。
- (5) 指定車 総務部長の承認を受けて公務遂行のため使用する私有車をいう。
- (6) 運転職員 指定車を運転して旅行する職員をいう。

(使用の制限)

第3条 職員が旅行命令を受けて旅行する場合において、私有車を使用するときは、あらかじめ、所属長を通じて、総務部長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた場合を除くほか、職員は、私有車を公務使用のために使用してはならない。

(使用承認の基準)

第4条 総務部長は、職員が次の各号に掲げる要件を備えていると認められるときは、私有車の公務使用を承認するものとする。

- (1) 職員が自発的に私有車を公務に使用したい旨の申し出をしていること。
- (2) 職員が本来の公務遂行のために使用する場合であって、当該職員自身が運転すること。
- (3) 職員が1年以上の運転経験があること。
- (4) 職員が過去3年以内に法に違反する事実を理由とし懲戒処分を受け、又は法第6章第6節の規定により免許の取消し、停止等の処分を受け、若しくは法第8章の規定により刑罰に処

せられたことがないこと。

(5) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険の契約を締結していること。

（使用承認の取消し）

第5条 総務部長は、前条に規定する各号の一の要件を欠いた場合は、私有車の公務使用の承認を取り消すものとする。

（旅行命令）

第6条 旅行命令権者は、旅行の目的、用務先の条件等を考慮して、公務の遂行が指定車によらなければ非効率と認められ、かつ、指定車の使用について、職員から申し出があった場合は、指定車による旅行を命令することができる。なお、旅行命令にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 公用車の配置状況

(2) 職員の仕事の特殊性及び外勤の頻度等

(3) 職員の健康状態

（旅費）

第7条 運転職員の旅費は、条例第11条第5号の規定による。

（事故の処理）

第8条 運転職員が指定車を使用中に発生した事故の処理は、郡山市自動車管理規程（昭和44年郡山市訓令第6号）第19条の規定による。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、私有車の公務使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。